

第82回理事会・第40回評議員会 承認

2025（令和7）年度

事業計画書

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

公益財団法人 公益法人協会

目 次

2025(令和7)年度 事業計画書

はじめに

環境認識	1
基本方針	1
I 普及啓発事業（公益目的事業1）	5
1 出版	5
2 Web	5
3 シンポジウム	6
4 国内外非営利組織との連携	6
5 メディア対策	7
6 インターンシップ推進	7
II 支援・能力開発事業（公益目的事業2）	8
1 相談室	8
2 セミナー	9
3 機関誌	10
4 情報公開支援（共同サイト）	10
5 団体保険	10
III 調査研究・提言事業（公益目的事業3）	11
1 調査研究	11
2 専門委員会	12
3 政策提言	13
IV 法人管理	14
1 会員管理	14
2 組織運営	14

2025年度 事業計画

はじめに

<環境認識>

公益法人をめぐる環境では、2022年10月以降、公益法人制度の見直しに必要な検討を経て、公益法人制度に関する改正法案が2024年通常国会に提出され、同年5月14日成立、同月22日公布され、「財務規律の柔軟化・明確化」「行政手続きの簡素化・合理化」「自律的ガバナンスの充実、透明性向上」を柱とする改正公益認定法は2025年4月から施行されることとなった。

また同時に公益信託制度についても見直され、「担い手の範囲拡大」「信託財産・信託事務の範囲拡大」「透明性の高い認可・監督の仕組み」を柱とする公益信託制度創設後初の抜本改革となり、2026年4月からの施行が見込まれている。

一方、当協会自体の法人運営に関しては、コロナ禍に普及した Web会議ツール等のITシステムの導入とその利活用に関する工夫により、事業活動にもバリエーション、柔軟化をもたらしたが、国際情勢を起因とする燃料や資源価格の高騰や、円安、気候変動による農作物の輸入コストの増加が要因とされる諸物価高騰の中、商品・サービスの質を維持しながら顧客満足度を損なうことなくいかに事業を行うかが問われている。

このような状況に鑑み、2025年度は全事業を通じて、公益法人制度改正への対応に照準を合わせた活動を展開することが求められるとともに、法人運営面では、経済環境変化（諸物価高騰）に対する方策やシステム投資、人事面では、相談員・研究者等の人材発掘、職員人事計画などが課題となる。

<基本方針>

以上の環境認識のもと、2025年度計画に当たっては、当協会の中期経営計画（2025年度～2027年度。以降単に3か年計画という。）の初年度として、その着実な実行を期するものとし、以下の点を基本方針として事業計画を策定した。

1. 今後3カ年は、制度改正に関する経過措置期間とも重なることから、会員団体

をはじめとする公益法人が円滑に制度改正に対応できるよう出版事業、Web事業、相談事業、セミナー事業、機関誌事業、情報公開等による支援体制の拡充を図るとともに、制度改正の周知及び民間公益活動の推進と理解向上に努めるものとする。

2. 制度改正等、公益法人をめぐる環境変化に対応するため、理論的検討の場として当協会内の既存の委員会・調査会等を活用することとあわせ、調査部門の拡充を図る。
3. 政策提言では、シンポジウム2023「新たな公益法人制度を目指して」の大会声明の趣旨を踏まえ、適宜要望活動を展開する。そのために関係当局及び政党などと対等に意見交換できるよう一層の関係強化を図る。
4. 普及啓発事業では、出版物、Web、シンポジウム等の活用並びにメディア及び市民社会組織との連携を図ることにより、民間公益活動の推進と理解向上に努める。
5. 法人管理においては、会員サービスの向上の観点からウェブサイトの機能拡充や、会員獲得強化、寄附金拡充、職員研修制度、労務・人事改革等を検討、実施する。

事業ごとに主な点を掲げると以下のとおりである。

1. 普及啓発事業（公益目的事業1）

- ・出版：公益法人制度改正への対応に照準をあわせ、改正後の制度の理解促進と実務情報の提供に努める。当年度での刊行書籍は以下5点を計画する。

『定款・諸規程例〔新版〕』『基礎から確認するQ&A【機関運営編】』『公益認定申請はやわかり』『公益法人の理論と実務』『関係法令集〔第3版〕』

- ・Webサイト：タイムリーな情報発信に努めるとともに、法人運営の参考となる各種資料についても積極的に公開する。会員専用ページを開設し、利便性を高める。
- ・国内外連携：第16回東アジア市民社会フォーラム日本大会の実行委員会事務局として参画する。
- ・メディア対策：公益法人をめぐる諸課題や当協会の活動をテーマに、メディア

関係者との意見交換の機会を設定し、公益法人のイメージ向上に努める。

- ・インターンシップ推進：若い世代に公益法人への理解を深めてもらい、将来の担い手を増やすことを目的として、大学生数名を対象とした実習を実施する。

2. 支援・能力開発事業（公益目的事業2）

- ・相談室：本年4月に改正認定法の施行時期を迎えることから、会員団体をはじめとする公益法人が円滑に対応し、本来の公益目的事業の推進に注力することができるよう、引き続き安定した相談体制をしき、そのニーズに確実に応じることができるように努める。
- ・セミナー：会場型「公益法人・一般法人」および「社会福祉法人」会計セミナーを第一、会場型テーマ別特別セミナーを第二、Webセミナーを第三の柱とし、公益法人を取り巻く環境変化に対応したセミナーを企画・実施する。また、公益法人制度及び公益信託制度の改正動向を注視し、必要に応じて主要都市で説明会等の企画を検討する。
- ・機関誌：制度改正への対応に照準を合わせ、改正後の制度の理解促進と実務情報の提供に努める。
- ・情報公開支援（共同サイト）：官報に決算公告掲載があった法人、新設法人、ホームページ未開設法人へDMやメール勧誘を行い新規開拓に努める。
- ・団体保険（役員賠償責任保険、サイバー保険）：法人運営に対する支援の強化を目指し、保険加入の意義とその効果の周知を進めるとともに、加入団体の拡大に努める

3. 調査研究・提言事業（公益目的事業3）

- ・調査研究：「訪米調査ミッション」「民間法制・税制調査会」「非営利法人関連の判例研究会」「年次アンケート」「新しい公益信託の活用に向けた調査研究」等の事業を実施する。
- ・専門委員会：会員団体、非営利法人関係者からの要望、意見を集約し、非営利法人を取り巻く制度、環境などの改善に繋げるため、法制、コンプライアンス、税制、会計の4専門委員会を開催する。
- ・政策提言：公益法人・一般法人をはじめ非営利法人制度および税制、会計、公益信託制度、ならびに行政の不適切な処分について、適切な提言活動を行う。

4. 法人管理

- ・会員管理：会員アンケートを実施し、会員専用サイトの開設に向けた検討を開始するとともに、新春講演会・懇親会、会員の集いを企画・開催し、会員サービスのいっそうのPRに努める。
- ・財務：財政基盤強化のため、会員数の拡大や事業の充実、助成金の獲得による基盤整備の増強はもちろんであるが、管理面においては各種経費の見直し、低減を継続する。

以上

I 普及啓発事業（公益目的事業 1）

1. 出版

- ① 公益法人制度改正への対応に照準をあわせ、改正後の制度の理解促進と実務情報の提供に努める。さらに、より多くの会員読者のニーズに応えるため、また将来の会員となる広く非営利法人全体に対して、有益な情報を提供しうる出版事業とする。外部有識者・外部専門家による執筆を推進し、グループ化（サロン化）を図る。
- ② 当年度での刊行書籍は、以下 5 点を計画する。
 - ・『公益法人 定款・諸規程例〔新版〕』 公益法人協会・編集。
 - ・『基礎から確認する Q & A【機関運営編】』 公益法人協会相談室・編著。
 - ・『公益認定申請はわかり〔新版〕』 公益法人協会・編集。
 - ・『公益法人の理論と実務』 雨宮孝子ほか著（創立 50 周年記念事業）。
 - ・『公益法人・一般法人関係法令集〔第 3 版〕』 公益法人協会・編。
- ③ 以下の書籍は、2025 年度は刊行準備・改訂作業を進める。
 - ・『役員ハンドブック』 濱口博史・大野憲太郎編著。
 - ・各種はわかりシリーズ（制度、定期提出書類、立入検査、会計等）。
 - ・『運営実務〔第 4 版〕』 公益法人協会・編著
 - ・『会計実務〔第 3 版〕』 辺土名厚／出塚清治・編著。
 - ・『税務実務〔第 5 版〕』 出塚清治・出塚会計事務所編著。
 - ・『公益信託の理論と実務』（仮題） 太田達男・編著。
- ④ その他効率化
直接販売分の受注および請求作業等の簡便化、オンライン決済の実現化を図る。
また、電子出版の試行を実施する。

2. Web

(1) 公法協 Web サイト

- ① 当協会の各種事業および政府等の動きに関するタイムリーな情報発信に努めるとともに、法人運営の参考となる各種資料についても積極的に公開する。
- ② 公法協 Web に会員専用ページを開設し、有益なコンテンツの掲載と使いやすさを重視した機能の付加により、法人運営の便宜を図る。

(2) メール通信

当協会の関係者、セミナー参加者、相談室利用者、シンポジウム参加者、各種アンケート回答者、名刺交換先等を対象に、広く積極的に発信する。機関誌、Web サイトとのコンテンツの使い分けを進める。

3. シンポジウム

2025 年度は、改正公益法人制度の定着運用を促進するための初年度として、各公益法人の実務対応を支援することが必要かつ重要である。特に、新制度経過措置期間（2025 年度～2027 年度）の初年度であることを踏まえ、公益法人が改正制度を適切に運用できるよう、実務的な指導・相談を重視する。

そのため、本年度は、シンポジウム形式ではなく、セミナーや説明会、質疑応答形式を主体とした実務支援に注力する。具体的には、2024 年度事業報告等の作成や、改正制度における外部理事・監事および会計監査人の設置、提出様式の変更点など、公益法人運営に直結する実務対応を 2024 年度に引き続き重点的に取り上げる。また、2026 年度事業計画策定に向けて、公益充実資金および公益目的事業継続予備財産の制度活用や、2025 年度事業報告等作成に向けたセミナーや説明会等を実施する。

4. 国内外非営利組織との連携

(1) 国内連携

- ① 非営利組織が主催する集会等に参加し、ネットワークの構築と情報収集に努める。
- ② 若い世代に「公益法人」の役割や意義を広めるため、ユースグループや教育機関との接点を見出し、普及・啓発を図る。
- ③ 当協会の会員団体が主催する贈呈式や事業報告会等に、積極的に参加する。

(2) 海外連携

- ① 英米等主要国の中間支援組織等との連携交流：当協会と最も親和性の高い、英国・National Council for Voluntary Organisations (NCVO) および米国・Independent Sector (IS) を含む海外の中間支援団体、非営利組織ならびに規制機関との連携交流を継続し、日本の国際的プレゼンスの向上のみならず、海外からの最新動向および政策面の先進事例などの有益な情報の入手に努め、我が国における海外非営利セクターに関する理解促進および公益法人のよりよい制度環境、活動環境の実現に向けた政策提言等に役立てる。
- ② 東アジア市民社会フォーラム：本フォーラムは、日本、中国、韓国の三国が持ち回りで開催する国際交流イベントであり、東アジア地域における市民社会間の相互理解を深め、地域の平和と繁栄を促進することを目的としている。第 6 巡目に当たる第 16 回大会は、日本開催となるが、名張市と伊賀市の協力を得て三重県開催とするとともに、地元の非営利団体や企業、自治体と連携しながら、現地の実行委員会と共に準備を進めることとする。
 - 1) 運営主体：（主催）公益法人協会
（共催）韓国ボランティアフォーラム（KFV）
中国国際民間組織協力促進会（CANGO）
（運営主体）東アジア市民社会フォーラム実行委員会

- 2) テーマ：持続可能な地域コミュニティの形成（仮題）
- 3) 開催日程：2025 年 11 月 13 日～14 日
- 4) 開催地：三重県名張市・伊賀市

5. メディア対策

TV・新聞の編集局長・編集主幹クラスを中心にマスコミ関係者との定期的な情報交換、交流に努め、マスコミ懇談会を定期開催する。公益法人制度へのマスコミ側の関心度なども勘案し、リモート中心にするなど、今後の開催方法について検討を行う。

6. インターンシップ推進

若い世代に公益法人への理解を深めてもらい、将来の担い手を増やすことを目的として、例年、大学生数名を対象とした実習を実施している。実習期間を通じ、学生が公益法人の役割や現状について理解を深められるようカリキュラムの内容を工夫する。また、インターンシップ終了後も公益法人界に継続して関心を寄せてもらえるような取り組みを検討する。

Ⅱ 支援・能力開発事業（公益目的事業２）

1. 相談室

2020 年に始まったコロナ禍が収まりを見せた後も、相談室での相談件数は特に面接相談において減少傾向にあり、いわばコロナの後遺症とも言えるべき状況が続いている。しかしながら、役員選任や理事会等の機関運営、定款・規程等の見直し、日々の会計処理や行政庁対応等、相談ニーズは潜在している。そのような中、本年４月に改正認定法の施行時期を迎えることから、公益法人が円滑に対応し、本来の公益目的事業の推進に注力することができるよう、引き続き安定した相談体制をしき、そのニーズに確実に応じることができるよう努める。

また、会計事務所と提携した関西相談室・札幌相談室のほか、会員においては Zoom を使用したオンラインによる面接相談を気軽に利用できるよう、機関誌等を通じその利用を積極的に PR し、さらなる利用喚起に努める。

当協会の設立の志であり DNA とも言えるべき相談室が、会員を中心に信頼され、親しまれる存在となることを目指す。

(1) 相談室の利用度・満足度向上

- ① 相談室連絡会を年１～２回オンラインを併用して開催し、相談員の情報交換、相談の質の向上に努める。
- ② 広く公益法人等の相談に対応しつつも、「会員サービス」の観点を考慮した仕組みづくりを検討する。
- ③ 公益法人誌、HP、セミナー等と一層連携し、積極的な相談室の広報に努める。
- ④ 次期相談員候補者となる人材の確保について留意する。

(参考) 相談実績（件数）

	2022(令和４) 年度	2023(令和５) 年度	2024(令和６) 年度（見込）	2025(令和７) 年度（計画）
面接相談	114 件	182 件	180 件	270 件
電話相談	3,084 件	2,789 件	2,600 件	3,900 件

(2) 専門職による支援体制

当協会相談室は法人の主体的な法人運営に助言を通じて支援を行うものであるが、日常の会計業務、変更登記申請等について、個別の支援を求める法人には、会員を中心に、弁護士、司法書士、社会保険労務士および税理士等の専門職を紹介する。

(3) 行政庁委託相談事業

2025 年度において内閣府の相談会事業が実施される場合は、入札参加について検討する。

2. セミナー

(1) 各種セミナー

- ① 会場型「公益法人・一般法人」及び「社会福祉法人」会計セミナーを第一、会場型テーマ別特別セミナーを第二、Web セミナーを第三の柱とする方針は踏襲する。
- ② 公益法人・一般法人会計セミナーの実施予定回数は下記のとおり（カッコ内は前年度実績）。前年度並みの計 52 回を予定（前年度 51 回）。新会計基準移行への猶予期間となるため、従前の内容にプラスアルファを加えるべく講師と調整を図る。
入門編 12(12)、基礎編 12(12)、実務編 14(13)、決算編 14(14)
- ③ 社会福祉法人会計セミナーの実施予定回数は下記のとおり（カッコ内は前年度実績）。前年度よりやや増える計 32 回を予定（前年度 29 回）。前年度は講師急病で初級編の中止が相次ぎリピーター獲得に繋がらなかったが、リピーター確保に注力し、地方は主務官庁へ協力を一段と仰ぎ集客に結び付ける。
初級編 8(5)、基本編 8(8)、予算・実践編 8(8)、決算編 8(8)
- ④ 特別セミナーは全体で前年度より 10%強増加の 59 回を予定。（前年度 53 回）。
制度改正施行後の実務を反映する制度運営関係の内容を充実させ集客を図る。会計基準改正に特化したセミナーも検討する。
制度運営関係 17(17)、公益法人・一般法人新任職員向け等会計 11(11)、社会福祉法人役員・管理者向け会計等 11(9)、新会計基準 4(前年度は制度改正と抱き合わせ)、人事労務 12(12)、税務 6(9)
- ⑤ Webセミナーの実施予定回数は再配信を含んで前年度並みの 63 回。（前年度 62 回）
従来オンデマンド化できなかったテーマ（人事労務の年末調整実務編等）についても編集期間を短縮して実現させる。
公益・一般法人会計 12(12)、社会福祉法人会計 11(11)、社会福祉法人管理者向け等 9(9)、制度運営関係 13(11)、人事労務 10(8)、税務 6(9)、資産運用 2(2)
- ⑥ セミナー事業は、非会員法人と直に接する機会が多いため、会員獲得の一助となる活動にも注力する。会場配布資料に新たな会員勧誘チラシを同封する。

(2) 講師派遣

- ① 法改正施行開始を踏まえ、前年度実施した金融機関等からの大人数顧客対象のリピーターが見込まれるため積極的に対応する。
- ② 会員からの依頼を中心として、非会員からは会員獲得に繋がる先を優先的に取り組む。
- ③ 地方自治体の職員教育としての依頼打診もあり極力対応する。

3. 機関誌

- ① 公益法人制度改正への対応に照準をあわせ、改正後の制度の理解促進と実務情報の提供に努めるとともに、会員読者等のニーズに応えた有益な情報を提供するため、外部有識者・外部専門家による執筆・寄稿を推進し、グループ化（サロン化）を図る。
- ② さらに、より多くの会員読者のニーズに応えるため、ニーズ把握やそのための「会員団体間の交流の場」（モニター制度等）を創設する。
- ③ 「広報会議」を活性化させ、“公益法人の広場”という機関誌が担っていた機能・役割を機関誌はもちろんのこと他媒体（特に Web サイト（会員専用ページを含む））に広げ、その活用について具体的検討を重ねていく。将来の会員となる広く非営利法人全体に対しての情報発信は、特に Web サイトにおいて実践していく。
- ④ 会員専用ホームページ開設をみすえ、機関誌の紙とデータによる情報発信、Web サイトとメール通信による情報発信、計 4 媒体の企画・掲載内容の工夫（使い分け）を実施していく。双方向性をもった会員専用ホームページで実現するべく、IT 室等と連携しながら進める。
- ⑤ 会員専用ホームページの活用を見据え、それも含めた制作・編集プロセスの効率化を図り、会員に対する利便性の向上と全体的なコスト削減を図る。

4. 情報公開支援（共同サイト）

- ① 官報に決算公告掲載があった法人、新設法人、ホームページ未開設法人へ DM やメール勧誘を行い新規開拓する。
- ② セミナー DM にチラシを同封、また、会場セミナー資料に同封する会員勧誘チラシにも共同サイトを記載し郵送費を節約する。公益法人誌への広告掲載も継続。

5. 団体保険（役員賠償責任保険、サイバー保険）

公益法人・一般法人の機関運営の一層の円滑化を目的として 2012 年度に設置した団体保険制度（うちサイバー保険は個人情報漏えい保険として 2016 年度開始）は、2021 年度に行政庁の変更認定を受け、公益目的事業 2 の一つとなったものである。

2025 年度も法人運営に対する支援の強化を目指し、保険加入の意義とその効果の周知を進めるとともに、加入団体の拡大に努める。

Ⅲ 調査研究・提言事業（公益目的事業３）

1. 調査研究

(1) 民間法制・税制調査会

年度内に４回の調査会を開催予定。テーマは以下の通りであるが、主に公益法人新制度施行後の制度的課題及び改善策の検討などを行う。並行して、公益法人の立場を中核に、公益信託制度改正対応を実施する。本調査会の検討結果は、従来通り調査報告書としてまとめ、その内容を政策提言に繋げる。なお、調査会メンバーは学識経験者７名、専門家３名、実務経験者７名の計１７名とする。

＜調査テーマ＞

- ① 公益法人新制度施行後の制度的課題及び改善策の検討
- ② 財務諸表大系の見直し対応
- ③ 小規模法人等対応(英米比較等を通して)
- ④ 公益信託制度改正への対応

(2) 訪米調査ミッション

米国には寄附優遇税制が適用されている非営利法人(501(c)(3)団体)が１４８万強存在し、活動している。一方で、日本の寄附優遇税制が適用されている公益法人は、９,７００法人で、認定特定非営利活動法人、社会福祉法人等その他の寄附優遇税制が適用されている公益・非営利の法人格を含めても４万弱である。

本調査の狙いは、以下の調査テーマを基に、米国の公益セクターが発展する要因を多角的に分析し、日本の公益セクターの制度環境の改善に向けた政策提言を行うための基礎資料を提供することである。

調査の流れとしては、はじめに事前勉強会で制度研究のレビューおよび統計データを用いた分析を行い、あらかじめ政策立案に役立つと思われる客観的な基礎資料を用意する。その上で、現地調査において、具体的なケーススタディを通じて、米国公益法人の発展要因を実証的に明らかにし、日本の公益法人の設立・運営に役立つ実践的な知見を提供する。

＜調査テーマ＞

- ・米国非営利法人制度の法的枠組み（設立、運営、報告義務(監査含む)に係る、一部州法に踏み込んだ法的要件、登録手続き、必要書類、定期報告など）
- ・寄附文化の醸成(寄附税制の詳細、一般市民や企業の寄附意識と寄附行為の文化的背景、教育制度の影響など)
- ・非営利法人の財務状況(非営利法人の資金調達方法、資金の使途、財務健全性の確保)
- ・透明性と説明責任の確保(財務情報等の監督体制、組織の運営体制、規制機関による情報公開、社会的インパクト)

(3) 非営利法人関連の判例等研究会

年度内に４回の研究会を開催予定。テーマは、一般法人法・公益認定法を巡る訴訟や、

法人の事業運営に関連する各種行政庁の対応、会社法や特定非営利活動促進法並びに個別の公益法人法制における事件や判例並びに関連通達の動向等とする。本研究会での調査結果は、当協会内のみならず公益法人・非営利法人界で共有するため、調査内容を「公益法人」誌で紹介する。

(4) 年次アンケートの実施

2025 年度は、公益法人および一般法人を対象に、特に新制度対応はじめ基本情報、法人選択の動向、寄附・税制、組織運営などの状況を把握するためのアンケートを 8 月めどに実施する。アンケート結果の概要は、公益法人誌 11 月号に掲載する予定であり、詳細な分析をまとめた報告書を 2026 年 2 月までに作成し、ホームページ等で公表する。また、調査結果を政策提言の資料として活用する。

(5) 新しい公益信託の活用に向けた調査研究

2024 年度に引き続き、公益信託研究会を 1 か月に 1 回を目途に開催する。本活動は、公益信託制度改正施行を見据え、本協会内外の専門家の知見を活用・協力を得て、国民や社会が利用しやすく、公益法人にとっても協調・連携しやすい仕組みを実現することを目的とする。

(6) 非営利セクターのシンクタンクの機能の強化

2025 年度は、客員研究員制度等も活用し、主要な学識経験者ならびに士業専門家等を組織に取り込むことで、シンクタンク機能のさらなる拡充を図る。これにより、公益法人制度改革や公益信託制度改革への対応に必要な専門的能力を強化するとともに、調査研究の質の向上と資金獲得活動の推進を目指す。また、国内外の関係機関との連携を強化し、中期計画に掲げるシンクタンク機能の向上に寄与することを目的とする。

2. 専門委員会

会員団体、非営利法人関係者からの要望、意見を集約し、非営利法人を取り巻く制度環境などの改善に繋げるため、以下のとおり法制、コンプライアンス、税制、会計の 4 専門委員会を開催する。

(1) 法制・コンプライアンス合同委員会

2025 年 4 月に施行される新公益法人制度の運用状況を注視し、新たに浮き彫りとなった課題に対しては、法施行後五年を目途とした必要な見直しを見据えた対応策を検討する。さらに、パブリックコメント案件など、関連する業務への対応も進める。また、公益信託制度改革への対応に取り組む。

＜検討テーマ＞

① 公益法人新制度施行後の制度的課題および改善策の検討

② 公益信託制度改革への対応

(2) 税制・会計合同委員会

2026 年度税制改正要望の内容（例えば、公益信託に関する寄附金税額特別控除等）を、内閣府等の動向を注視しつつ、検討・要望する。また、公益信託制度改革に関するパブコメ案件等への対応も進める。加えて、法施行後五年を目途とした必要な見直しを見据えた対応策の検討を準備する。さらに、民間法制・税制調査会の等研究会の検討結果などについて情報を共有する。

＜検討テーマ＞

- ① 2026 年度税制改正要望
- ② 公益信託制度改革に係る内閣府会計研究会の動向と対応
- ③ その他関連課題

3. 政策提言

- ① 公益法人・一般法人をはじめ非営利法人制度及び税制、加えて公益信託制度、並びに行政の不適切な処分について、適切な提言活動を行う。
- ② 公益法人協会シンポジウム 2023 において採択された大会声明の趣旨を踏まえ、是々非々の観点から適宜要望活動を展開する。特に、4 月に施行される改正公益法人制度（関連内閣府令、ガイドラインおよび公益法人会計基準を含む）における問題点や課題に対する対応策を検討するとともに、法施行後 5 年を目途とした必要な見直しを見据えた政策提言を行う。その際、他の公益法人等との連携を深め、必要に応じて関係当局等と情報交換を行いながら、実効性の高い提案を実施する。
- ③ 公益信託制度改革について、関係団体と連携し、国民、社会にとって使いやすい制度となるよう活動する。
- ④ 2020 年度に策定した「公益法人ガバナンス・コード」の充実・普及を図る。
- ⑤ 当協会内委員会・研究会での意見集約、必要に応じ公益法人関係者を対当協会内委員会・研究会での意見集約、必要に応じ公益法人関係者を対象とする集会（Web 会議システムを利用）なども検討する。
- ⑥ 非営利セクターを取巻く環境変化・規制強化へのアンテナを張り、新たな社会的課題の発見に努め、必要に応じ他団体のアドボカシー・グループと連携し政策提言に繋げる。

Ⅳ 法人管理

1. 会員管理

- ① 会員が当協会に対し何を求めているかを正しく把握するために、会員アンケートを実施し、会員の立場に立った良質なサービスとは何かを追求する。また、会員専用ホームページの開設に向けた検討を開始する。
- ② 会員サービスの主幹である機関誌、相談室、セミナー等の各事業および団体保険制度の一層の質的向上を図り、PRに努め、会員の増加と退会の減少を目指す。
- ③ 会員の参加者意識を高めるため、新春講演会・懇親会、会員の集い等を年1～2回企画・開催し、会員の輪をひろげ、信頼に根差した絆の構築に努める。

(参考) 会員数の推移 (件数)

種別	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度	2024(令和6) 年度(見込)	2025(令和7) 年度(計画)
普通会員	1,317	1,324	1,322	1,337
特別会員	77	76	80	85
賛助会員	30	30	30	30
計	1,424	1,430	1,432	1,452
増減	+15	+6	+2	+20

2. 組織運営

- ① 理事会・評議員会等の開催については、法改正の趣旨を考慮しつつ、引き続きオンライン出席を併用したハイブリッド方式にて、出席者意見の徴収に留意し、決議の省略の方法による場合は、議案の十分な説明とその補完に努める。
さらに、役員、評議員の員数的な適正規模と専門性及び多様性(専門分野、識見、性別、年齢別、国籍別等)を精査しつつ、現行の専門委員会や、法人運営に資する役割(各種委員会等)を付与した役員・評議員体制を改めて検討する。
- ② 人材の確保、IT機器など設備投資を進めるため不可欠である、財政基盤強化のため、会員数の拡大や事業の充実、助成金の獲得による基盤整備の増強はもちろんであるが、中間支援組織たる公益財団法人として、一般寄附金の拡大や、新たにWeb等による不断の募金の推進を行う。
- ③ 新型コロナウイルスなど各種感染症への対応はもちろんであるが、能登半島地震は首都圏直下地震や南海トラフ地震の発生を想起させ、自然災害への懸念は絶えない。リス

ク管理規程とその内規の見直しを行うとともに、BCP（事業継続計画）の策定を検討する。

また、定款、倫理規程（ガバナンス・コード）等諸規程に沿ったガバナンスの強化、ハラスメント防止のための講習等を行う。

- ④ 職員数は現状維持を基調とするが、業務によってはスタッフの新規採用、または派遣社員など外部の業務支援の活用を引き続き検討する。また、既存職員のキャリア形成、人材育成の観点から各種研修への参加奨励、人事異動にも配慮するほか、相談室の機能拡充のため、新たな相談員の採用を平時から意識する。
- ⑤ 事務所の移転については、ワンフロア化による業務間の連携向上や立地面の安全性、会員団体、役職員の利便性に配慮することはもちろんであるが、資金面の手当に係る方策等を見極めた上で進めることとする。
- ⑥ 情報発信、普及啓発のあり方、広報戦略等について、「広報会議」により検討・実践する。広報会議は、広報担当が主催し各事業当事者が参画する形で運営する。
- ⑦ アニュアルレポートは、会員に対しての事業報告という意味合いに加え、将来の会員となる広く非営利法人全体に対しての法人紹介という役割を担うツールとして活用していく。そのために Web サイトでの掲載も実施する。
- ⑧ 社内の一層のIT化推進とセキュリティ強化のため、システムの改修や必要な機器類の導入、端末、OS、アプリケーションソフト及びそのライセンスの更新期に留意し、リーズナブルな条件によるスムーズな入れ替え等を実施する。
- ⑨ 管理面においては各種経費の見直し、経費の節減を継続する。

以上